

研修名 人権擁護研修Ⅱ（管理者の役割）

平成28年7月21日（木）10:00～12:30

演習 「人権を基盤においた保育組織マネジメント」

講師 大阪教育大学 小崎 恭弘 氏

保育指針における人権

第1章 総則 4 保育所の社会的責任

（1）保育所は、一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

- ・人権に対する配慮
- ・一人一人の人格の尊重

この二つは必ず行わなくてはならない

ユニセフのこどものための権利条約

この条約は大きくわけて次の4つのこどもの権利を守るように定めています。そして、こどもにとっていちばんいいことを実現しようとうたっています。

- 1 生きる権利
- 2 育つ権利
- 3 まもられる権利
- 4 参加する権利

こどもの権利の構造

「こども」の前に人としての価値がある つまり「大人」と同じ権利を有している存在の「こども」

☆こどもは先生の言う事を絶対聞かなくてはいけない。聞けない子はダメなことレッテルを貼られる。自分がされて嫌なことはしない

保育における人権の二つの方向性

○あなたと私は同じ人である 同一の方向 協調・共生

○あなたと私は違う人格の存在である 個別の方向 個人の尊重 個性を認める

二つの異なる方向性を統合する感覚が**人権意識**である

人権意識とは、バランス感覚である

保育とは「人権」を基盤に据え、「養護」と「教育」が一体となった専門的な活動

☆障害者、高齢者、こどもは幼い。さぼろうと思えばさぼれる。○歳児保育で呼吸の確認をしているか？うつぶせ寝でもきちっとチェックすると死なない。

保育指針に見る「こどもの最善の利益」

保育所は「こどもの最善の利益」を確保する場所であり、保育士はそれを守り、作り上げる存在である。

保育士は児童福祉法に定められる資格であり、保育所は児童福祉施設である。
☆かわいそうな人を支援するのが児童福祉施設ではない。

こどもの人権を守り、最善の利益を作るために

☆管理者の意識が大事

- ・保育所の人権に対する意識・文化づくり・保育士一人一人の人権感覚の向上
- ・保育士の人権が守られる環境づくり・専門職としての研修と研鑽

最後に

- ・スーパーバイザーとしての役割が求められている
- ・所長の役割について、もう一度整理してみる
所長でなければできないものに特化していく
- ・組織のマネージメントは所長の最大の仕事
- ・マネージメントの視点は3点
保育の質
保育所の組織
保育所の未来
- ・人権意識を基盤において「職員」と「こども」が豊かに生きていける保育所作りを目指す

感想

こどもの最善の利益について、わかりやすく教えていただきました。ご自身が保育士だったときの話も入れて頂きながら、自分自身や職場での保育の見直しや、自分が言われて嫌なことは言わない、しないことを再認識し、これからの保育に役立てたいと思いました。ありがとうございました。

(記録 井手町立いづみ保育園 中村 里美)

